諮問実施機関:滋賀県公安委員会

諮 問 日:平成 24 年 11 月 19 日(諮問第 72 号)

答 申 日:平成25年8月1日(答申第64号)

内 容:「滋賀県警が押収した生徒指導連絡をコピーして大津市役所に渡した経緯が

分かる行政文書」の公文書非公開決定(存否応答拒否)に対する審査請求

答 申

第1 審査会の結論

滋賀県警察本部長(以下「実施機関」という。)が、「滋賀県警が押収した生徒指導連絡をコピーして大津市役所に渡した経緯が分かる行政文書」(以下「本件対象公文書」という。)につき、その存否を明らかにしないで公開請求を拒否した決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 公文書公開請求

平成 24 年 9 月 28 日、審査請求人は、滋賀県情報公開条例(平成 12 年滋賀県条例第 113 号。以下「条例」という。) 第 5 条第 1 項の規定に基づき、実施機関に対して次のとおり公文書公開請求(以下「本件公開請求」という。) を行った。

(請求する公文書の名称または内容)

別紙新聞報道で、大津市が大津地裁に提出した書類に関して作成された行政文書一切

2 実施機関の決定

同年 10 月 12 日、実施機関は、審査請求人に確認の上、本件公開請求に係る対象公文書を「滋賀県警が押収した生徒指導連絡をコピーして大津市役所に渡した経緯が分かる行政文書」であると解し、条例第 9 条の規定により、本件対象公文書の存否を明らかにせず公開請求を拒否するとして、条例第 10 条第 2 項の規定に基づき、公文書非公開決定(以下「本件処分」という。)を行った。

3 審查請求

同年 10 月 19 日、審査請求人は、行政不服審査法(昭和 37 年法律第 160 号)第5条

の規定に基づき、本件処分を不服として、滋賀県公安委員会(以下「諮問実施機関」という。)に対して審査請求(以下「本件審査請求」という。)を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が、審査請求書および意見書で述べている内容は、次のように要約される。

1 審査請求の趣旨

審査請求人が求める公文書の公開を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人は、本件対象公文書の基になった公文書である「生徒指導連絡」を含む公文書については、滋賀県警察が 中学校に捜査に入るのと同時期に、大津市に対して公文書の開示請求を行ったところ、担当部局では、捜査が入り関係書類は全て押収されたため、本来開示する文書も開示することができない旨を言われている。その際、捜査に必要のない書類は還付してもらえることになっているため、還付されたら公文書を審査請求人に開示する旨を言われていた。

ところが、本件開示請求書に添付したマスコミ報道によれば、その捜査当局が押収したと思われる書類の写しを、大津市側が大津地裁に民事裁判の証拠として提出したというから、もしこれが事実であれば、滋賀県警察は諮問庁が主張する「密行性の原則」を破ったことになる。

大津市は、本件での関連文書である「生徒指導連絡」と言われる文書は、押収物だと認めて公文書まで作成している。大津市の公文書を疎第1号証として提出する。これは、大津市情報公開条例に基づいて、正式な手続きを踏まえて作成されたものである。少なくとも大津市側は、本件関連文書である「生徒指導連絡」は、滋賀県警察に押収された書類であることは認めたものの、自殺した生徒の遺族との民事裁判で、なぜこの押収された書類を提出できたのか、その経緯については一切の説明を行っていない。

つまり、滋賀県警察が、家宅捜索を行った大津市に便宜を図るために、押収された証拠の写しを違法に渡した疑いがある事案である。

もし、正当な理由で、処分庁がそのような大事な証拠書類を捜査関係者以外に渡したのであれば、それなりの公文書が作成されていて当然である。少なくとも、大津市側は、本件での「生徒指導連絡」の写しを処分庁からもらっている旨を説明している以上、条例第9条に該当しないことはもちろんのこと、大津市側の説明では、大津市側の「受領書」等の公文書が処分庁に残っているはずであり、もしあれば、これは刑事訴訟法や少年法とは全く無関係の公文書であることは言うまでもない。

本件で、もし対象文書が存在していない場合、これは処分庁側の犯罪行為に当たる事

案であり、本件で存否も含めて開示できないという主張は、これらの犯罪行為の隠蔽だととられても仕方のない事案である。これら行政の不正行為を正当化するための、法律や条例等の解釈は一切行ってはならないことは言うまでもない。また、自殺した生徒の遺族との民事裁判の証拠として使用するということは、裁判所が正当だと認めた場合については、押収物であろうと使用可能であるから、正式な手続きを行っているはずであり、その際に作成された公文書は、刑事訴訟法や少年法には何ら関係のない書類である。よって、本件対象公文書は、存否も含めて開示されなければならない。

第4 諮問実施機関の説明要旨

諮問実施機関が、諮問書、理由説明書および口頭説明で述べている内容は、次のように要約される。

1 実施機関の決定について

実施機関が行った非公開決定(存否応答拒否)は妥当である。

2 非公開理由について

(1)事件捜査の重要性について

一般に事件捜査は、「密行性の原則」の下、捜査の内容が外部に漏れることのないよう、細心の注意を払って行われる。これは、捜査の内容が外部に漏れることにより犯人が逃走や証拠隠滅等を図ったり、関係者の私事にわたることが外部に漏れることにより、人権を侵害することとなるからである。

本件事案について、その捜査・調査の内容がたとえ断片的なものであっても外部に知れることとなれば、個人のプライバシーの侵害、証拠の隠蔽等につながり、ひいては捜査・調査に多大な支障を生じさせることになることから、本件捜査・調査内容を秘密とすることは非常に重要である。

また、本件事案の捜査・調査の対象者は少年であることから、少年非行をめぐる問題に関する基本法である少年法が適用される。少年法は、その目的として、少年の健全な育成の観点から保護処分や特別措置を講じることを掲げており、保護・教育を優先する趣旨を明らかにしている。

このように、健全育成の精神や非公開の原則等、少年法の趣旨と照らし合わせても、 本件いじめ事案に関する捜査・調査の内容や、非行事実を認定する証拠の取扱いについては極めて慎重な対応が必要である。

(2)条例第6条第3号該当性について

本件請求では、「生徒指導連絡」なる文書が本件いじめ事案の証拠品であることが前提とされているが、本件事案に関して滋賀県警では、その押収品の名称、数量、内

容等については一切公表しておらず、本件請求に係る公文書の有無について答えれば、 当該「生徒指導連絡」なる文書を証拠品として押収したか否かが明らかになり、証拠 品の特定につながることとなる。

一般に個々の事件捜査において、警察による押収品が明らかとなれば、当該押収品の名称や内容から、捜査上の着眼点等が推認されるおそれがある。また、たとえ当該文書の記載内容までは明らかにならないとしても、押収事実が被疑者側に漏れ伝われば、証拠隠滅や偽装工作、関係者等に対する口止め工作等、予め警察捜査への防御措置を講じるおそれがある。

また、今回の請求のように、文書名を特定した探索的な公開請求が繰り返された場合、警察の押収品目全てが明らかになり、「押収品目録」等の捜査書類そのものを公開したことと同じ結果となることから、以後の公訴・審判の維持に多大な支障を来すこととなるとともに、押収品の実態があからさまになれば、同種事案に対する警察捜査の手法や着眼点等が類推されるおそれがあり、本件捜査のみならず、以後の同種事案の捜査の適正な推進を阻害することとなる。

したがって、本件請求に係る公文書の有無について答えれば、以後の犯罪捜査、公訴・審判の維持その他の公共の安全と秩序の維持に著しい支障を来すこととなることから、条例第6条第3号の「公共の安全と秩序の維持に支障が生ずる情報」の非公開事由に該当すると判断した。

(3)条例第9条該当性について

本件請求は、大津いじめ事案をめぐり、警察が押収品について一切明らかにしていない中で、「生徒指導連絡」なる文書を本件押収品であると断定した上で、そのコピーを大津市に渡した経緯が分かる公文書について公開を求めたものである。

したがって、本件請求に係る公文書の存否を答えるだけで、警察が本件いじめ事案で「生徒指導連絡」なる文書を実際に証拠品としたという事実の有無が公開されることとなり、非公開情報が公開されることは明らかであることから、条例第9条に該当する。

第5 審査会の判断理由

1 基本的な考え方について

条例の基本理念は、前文、第1条および第3条等に規定されているように、県の保有する情報は県民の共有財産であり、したがって、公開が原則であって、県は県政の諸活動を県民に説明する責務を負うものであり、県民の公文書の公開を請求する権利を明らかにすることにより、県民の県政への理解、参画を一層促進し、県民と県との協働による県政の進展に寄与しようとするものである。

しかし、県の保有する情報の中には、公開することにより、個人や法人等の正当な権利、利益を侵害するものや、行政の適正な執行を妨げ、あるいは適正な意思形成に支障を生じさせ、ひいては県民全体の利益を損なうこととなるものもある。このため、条例では、県の保有する情報は公開を原則としつつ、例外的に公開しないこととする事項を第6条において個別具体的に定めている。

実施機関は、請求された情報が条例第6条の規定に該当する場合を除いて、その情報 を公開しなければならないものであり、同条に該当するか否かについては、条例の基本 理念から厳正に判断されるべきものである。

当審査会は、以上のことを踏まえた上で、以下のとおり判断する。

2 本件公開請求について

本件公開請求は、いわゆる大津いじめ事案に関して、実施機関が大津市教育委員会等に対する捜索を実施した際に押収した生徒指導連絡について、そのコピーを大津市に渡した経緯が記載された文書の公開が求められたものである。

3 本件処分の妥当性について

(1)存否応答拒否について

条例第9条は、公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することになるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで当該公開請求を拒否することができると規定している。

公開請求があったときには、原則として公文書を公開しなければならないものであるが、公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することになるような場合がある。同条は、こうした場合において、非公開情報の保護利益を守るため、公文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否できることとしたものである。

本件において、実施機関は、本件対象公文書の存否を答えると、「大津いじめ事案に関して、実施機関が大津市から生徒指導連絡を押収した」という事実の有無(以下「本件存否情報」という。)が明らかとなり、条例第6条第3号の非公開情報を公開することとなることから、その存否を明らかにせず公開請求を拒否する決定を行ったとしている。

これに対して、審査請求人は、「本件は、条例第6条第3号には該当せず、よって、 条例第9条の規定には該当しない」として、本件対象公文書の公開を求めていること から、以下、本件存否情報の非公開情報該当性について検討する。

(2)本件存否情報の非公開情報該当性について

ア 条例第6条第3号について

条例第6条第3号は、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧または捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があるものを非公開情報とするものである。

イ 本件存否情報の条例第6条第3号該当性について

本件対象公文書は、「滋賀県警が押収した生徒指導連絡をコピーして大津市役所に渡した経緯が分かる行政文書」であることから、実施機関が対象公文書の有無を答えることは、実施機関が大津市から生徒指導連絡を押収し、その写しを大津市に渡したという事実の有無を明らかにするものと言える。

実施機関においては、大津いじめ事案に関する押収物の内容は、これまでから一切公表していないとしており、こうした状況において、具体的に押収物の名称が特定される情報が明らかになれば、本件に係る実施機関の捜査活動、公訴・審判の維持に支障を及ぼすおそれがあり、また、警察捜査の手法や着眼点等が類推されることによって、以後の同種事案の捜査活動にも支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

したがって、本件存否情報は、条例第6条第3号の非公開情報に該当するものであり、本件対象公文書の存否を答えることは非公開情報を公開することになるものと認められる。

ウ 審査請求人の主張について

審査請求人は、自身が大津市に対して行った公開請求の結果から、生徒指導連絡が押収物であることは明らかであると主張しているが、当該公開請求に係る決定は、本件処分とは処分者や対象公文書が異なるものであり、実施機関の決定に影響するものではない。

ところで、審査請求人は、押収物のコピーを返却することの違法性についても主張しているが、本件における事実の有無は別として、一般に、実施機関のこうした行為が違法であると認めるべき根拠は見当たらない。

4 結論

審査請求人は、その他種々の主張を行っていることが認められるが、いずれも当審査 会の判断を左右するものではない。

以上のことから、実施機関が、本件対象公文書の存否を答えることは非公開情報を公開することになるとして、条例第9条の規定により、その存否を明らかにしないで本件公開請求を拒否した決定は妥当である。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

第6 審査会の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

年 月 日	審 査 の 内 容
平成24年11月19日	・諮問実施機関から諮問を受けた。
平成24年12月25日	・諮問実施機関から理由説明書の提出を受けた。
平成25年 1 月16日	・審査請求人から理由説明書に対する意見書の提出を受けた。
平成25年 2 月27日	・審査会事務局から事案の説明を受けた。
(第212回審査会)	・事案の審議を行った。
平成25年 3 月27日	・諮問実施機関から公文書非公開決定について口頭説明を受けた。
(第213回審査会)	・事案の審議を行った。
平成25年 6 月12日	・事案の審議を行った。
(第215回審査会)	
平成25年7月18日	・答申案の審議を行った。
(第216回審査会)	